

幼児2人を乗せて、自転車を運転することができるようになりました。

今までは、自転車には、幼児1人までしか同乗させることができませんでした。平成21年7月1日からは幼児2人同乗用自転車に限り幼児2人を同乗させることができるようになりました。(茨城県道路交通法施行細則第11条第1項第1号)

幼児2人同乗用自転車

幼児2人同乗用自転車とは、運転者のための乗車装置及び2つの幼児用座席を設けるために、必要な特別の構造又は装置を有する自転車です。

幼児2人同乗用自転車の特徴

- ・2輪タイプ、3輪タイプ等があります。
- ・幼児2人を同乗させても十分な強度、制動性能があります。
- ・駐輪時の転倒防止のための操作性及び安定性が確保されています。



2輪タイプ



3輪タイプ

幼児2人同乗用自転車の使用方法



二人同乗



うしろに一人同乗 + おんぶ

幼児3人同乗はできません



三人同乗

- ・幼児を同乗させるときには、安全のため、幼児にヘルメットを着用させて下さい。
- ・自転車はTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。



茨城県警察